

地震調査研究推進本部会議運営要領（案）

平成27年 8月28日 改正
平成16年 8月30日 改正
平成15年 2月20日 改正
平成13年 1月30日 改正
平成 7年 7月18日
地震調査研究推進本部

（招集）

第1条 地震調査研究推進本部長（以下「本部長」という。）は、地震防災対策特別措置法第7条に規定する地震調査研究推進本部（以下「本部」という。）の事務の遂行に必要と認めるときは、本部長及び地震調査研究推進本部員から構成される地震調査研究推進本部会議（以下「本部会議」という。）を招集することができる。

（常時出席者）

第2条 本部会議の開催にあたっては、次の者に常時出席を求めるものとする。
気象庁長官
国土交通省国土地理院長

（意見の聴取等）

第3条 本部長は、本部会議に専門家を招へいし、意見を聴取することができる。
2 政策委員会及び地震調査委員会の委員長は、本部会議に出席し、意見を述べることができる。

（関係省庁連絡会議）

第4条 本部の事務に関し、関係行政機関相互の連絡を行うため、別記1に掲げる構成員からなる地震調査研究推進本部関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2 連絡会議は、議長が主催するものとし、議長には文部科学省大臣官房審議官（研究開発局担当）をあてる。
3 連絡会議が必要と認める場合、別記2に掲げる者及び別記3に掲げる機関の担当課長等を連絡会議に出席させることができる。
4 前3項に規定するもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は、連絡会議で定める。

別記1 地震調査研究推進本部関係省庁連絡会議構成員

議長 文部科学省大臣官房審議官（研究開発局担当）
内閣官房内閣参事官（危機管理担当）
内閣府政策統括官付参事官（調査・企画担当）
総務省情報通信国際戦略局技術政策課長
消防庁国民保護・防災部防災課長
文部科学省研究開発局地震・防災研究課長
経済産業省産業技術環境局基準認証政策課長
国土交通省総合政策局技術政策課長
 〃 水管理・国土保全局防災課長
 〃 国土地理院企画部長
気象庁総務部企画課長
海上保安庁海洋情報部技術・国際課長

別記2

国土交通省国土地理院地理地殻活動研究センター長
 〃 〃 測地観測センター長
気象庁地震火山部管理課長
 〃 〃 地震予知情報課長

別記3

国立研究開発法人情報通信研究機構
国立研究開発法人防災科学技術研究所
国立研究開発法人海洋研究開発機構
国立研究開発法人産業技術総合研究所